

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の4の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和2年4月2日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 一般競争入札に付する事項

以下の(1)アからオまでについて、それぞれ入札に付し、単価契約を締結しようとするものである。

(1) 件名

- ア 電子複写機による複写（デジタルフルカラー複合機）（その1）
- イ 電子複写機による複写（デジタルフルカラー複合機）（その2）
- ウ 電子複写機による複写（デジタルフルカラー複合機）（その3）
- エ 電子複写機による複写（デジタルフルカラー複合機）（その4）
- オ 電子複写機による複写（デジタルフルカラー複合機）（その5）

(2) 形状・寸法等

入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）のとおり

(3) 設置期間

令和2年6月1日から令和7年6月30日まで

(4) 設置場所

京都市上下水道局における各所属の執務室など（(1)アからオまでの案件ごとに、次のとおりとする。）

- ア (1)アの案件（その1）
総務課 他3箇所
- イ (1)イの案件（その2）
職員課 他2箇所
- ウ (1)ウの案件（その3）
設計課 他1箇所
- エ (1)エの案件（その4）
総務課 他5箇所
- オ (1)オの案件（その5）

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者で、競争入札の参加資格があると認められた者とする。

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書を提出しようとする日において、京都市上下水道局契約規程（以下「規程」という。）第6条に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）、又は登録業者以外の者で、令和元年11月27日付け京都市上下水道局告示第34号に定める資格の申請を行い、開札のときまでに告示に定める資格（以下「特定競争入札参加資格」という。）を有すると認められた者であること。

特定競争入札参加資格を有していたと認められる登録業者以外の者が、特定競争入札参加資格の審査の申請を参加資格の確認を通知する日の前日までに行っていた場合において、参加資格の確認を通知する日に審査が継続しているときは、その者が開札の時までに告示に定める資格を有していると認められることを条件として、入札することができる。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から参加資格確認までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けていないこと。

(3) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事

再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d その他業務を執行する者であつて、aからcまでに掲げる者に準ずる者

(4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札説明書等及び一般競争入札参加資格確認申請書等の交付方法

入札説明書、一般競争入札参加資格確認申請書及び仕様書については次のとおり交付する。

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部契約会計課

（電話 075-672-7726）

ホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から令和2年4月16日（木）まで（京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付するほか、(1)のホームページにも掲載する。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 入札方式

入札は、次のいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード（規程第8条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市上下水道局契約会計課（以下「契約会計課」という。）に設置する入札端末機（規程第8条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する方法（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

ウ 書留郵便により入札書を送付する方法（以下この方法により入札する者を「郵便利用者」という。）。

(2) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 返信用封筒（郵便利用者のみ）

(3) 申請書類の提出方法

(1)の入札方式の別により、以下のとおり申請書類を提出すること。

ア インターネット利用者は、電子入札システムにより申請書類を送信すること。

イ 端末機利用者及び郵便利用者は、持参もしくは郵送で提出すること。

ウ 提出期限

この公告の日から令和2年4月16日（木）午後5時まで

エ 提出場所

3(1)の場所

なお、郵送により申請書類を提出する場合は書留郵便とし、令和2年4月16日（木）午後5時までに3(1)の場所に必着することが条件となる。

(4) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、令和2年4月22日（水）に、確認結果を電子メールで送信するので、京都市電子入札システムにより確認すること。

なお、端末機利用者及び郵便利用者については、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(5) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、令和2年4月24日（金）までに、上記3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、令和2年4月30日（木）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(6) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は、(4)による通知を取消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までに、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項

の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

(7) 入札説明書等に対する質問及び回答期限

ア 入札説明書等に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名、届出済みの受任者（以下「受任者」という。）がある場合には受任者に係る事務所の所在地及び氏名）を記載、押印した書面を令和2年4月24日（金）までに、3(1)の場所へ提出しなければならない（受付時間は、休日を除く日の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。）。

イ 管理者は、アによる質問を受けたときは、令和2年4月30日（木）までに質問に対する回答書を、ウェブページにおいて閲覧できるようにする。

なお、受付期間の経過後は、入札説明書等に対する質問は受け付けない。

(8) 入札の辞退について

一般競争入札参加資格確認申請書の提出後において、入札に参加できない事情が発生した場合等、入札書の提出前に限り、辞退することができる。

なお、インターネット利用者及び端末機利用者は「辞退」と必ず入力し、送信すること。郵便利用者は「辞退届」を令和2年5月15日（金）午後5時までに3(1)の場所に必着させること。上記の辞退手続を取らない場合は、入札無断欠席として入札参加資格停止等の措置を行う。

6 入札期間及び開札日時

(1) 入札期間

ア インターネット利用者は、令和2年5月13日（水）、14日（木）及び15日（金）の午前9時から午後5時まで。

イ 端末機利用者は、令和2年5月13日（水）、14日（木）及び15日（金）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 郵便利用者は、令和2年5月15日（金）午後5時までに、3(1)の場所に必着させること。

(2) 開札日時

令和2年5月18日（月）午前9時から、各案件について、順次、開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果をインターネット利用者には電子入札システムにより確認するよう電子メールを送信し、端末機利用者及び郵便利用者には電話により通知する。

(3) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

7 入札方法

(1) 入札は、上記1(1)に掲げる案件ごとに行う。

(2) 落札価格は、入札金額に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額（入札金額に100分の10を乗じた額）を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含まない金額を入力すること。消費税法等の改正等によって消費税等の率に変動が生じた場合は、特段の変更手続きを行うことなく、消費税等相当額を加減したものを契約金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等相当額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(3) 入札に当たっては、各単価を記載した単価内訳書（様式交付）を作成し、次の方法により提出すること。単価内訳書の提出がない場合は失格とする。

なお、各単価についても消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office2003で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Reader7.0で扱えること。）にして添付すること（添付できるデータは1ファイルのみ）。

イ 端末機利用者及び郵便利用者の場合

3(1)の場所へ持参し、又は書留郵便を到着させること。

(4) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(5) 入札の前に予定価格（総価及び各単価）を公表する（単価内訳書参照）。入札に当

たつては、総価及び各単価ともに、予定価格の範囲内とすること。いずれかが予定価格を超過した場合は、失格とする。

(6) 入札の前に入札参加者の数及び商号（法人にあつては名称）の公表は行わない。

8 落札者の決定方法及び契約方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。最低の価格で入札を行った者が二者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。なお、契約は単価契約を行う。

9 入札の無効

規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とする。

10 禁止事項

- (1) 本件入札において落札し、契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、本件入札において互いに競争相手であった落札者以外の者（以下「非落札者」という。）から契約の履行に必要な物件（落札者の商標を付して製作された物件を除く。以下同じ。）又は役務を調達してはならない。
- (2) 非落札者は、契約者に対して、契約の履行に必要な物件又は役務を契約者に供給してはならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、契約者が、非落札者以外の者を経由して非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務を調達したとき及び特許権その他の排他的権利に係る物件の調達その他のやむを得ない事由により、非落札者から契約の履行に必要な物件又は役務の一部を調達する必要があるため、あらかじめ文書による京都市上下水道局の承諾を得た場合は適用しない。

11 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 本契約は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるとあり、当局は、翌年度以降において当該委託料に係る歳出予算の減額又は削除があつた場合はこの契約を解除することができる。
- (4) (3)により、当局がこの契約を解除した場合において、契約者は、当局が翌年度以降に支払いを予定していた委託料を請求することはできない。

- (5) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 詳細は、入札説明書等による。
- (8) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

12 Summary

(1) Nature of the services to be required:

- ① Copying by electronic copy machine(digital full color multiple functions machine)
- ② Copying by electronic copy machine(digital full color multiple functions machine)
- ③ Copying by electronic copy machine(digital full color multiple functions machine)
- ④ Copying by electronic copy machine(digital full color multiple functions machine)
- ⑤ Copying by electronic copy machine(digital full color multiple functions machine)

(2) Time-limit for the submission of application:

5:00p.m. 16 April, 2020

(3) Time of tenders:

9:00 a.m. 18 May, 2020

(4) Contact point for the notice:

Contract Accounting Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau,
City of Kyoto

12 Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto 601-8004 Japan

Phone 075-672-7726

(上下水道局総務部契約会計課)